株 主 各 位

第36回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項

連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

株式会社サカイホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結株主資本等変動計算書

（自　2025年10月１日
　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年10月1日残高	**747,419**	**684,918**	**4,822,136**	**△1,894,867**	**4,359,607**
当期変動額					
剰余金の配当			△248,627		△248,627
親会社株主に帰属する当期純利益			640,717		640,717
自己株式の処分		6,768		27,819	34,587
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	**－**	**6,768**	**392,089**	**27,819**	**426,677**
2026年９月30日残高	**747,419**	**691,686**	**5,214,225**	**△1,867,047**	**4,786,284**

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
2025年10月1日残高	**139,319**	**75,876**	**△2,954**	**212,240**
当期変動額				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する当期純利益				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	200,728	42,151	17,919	260,799
当期変動額合計	**200,728**	**42,151**	**17,919**	**260,799**
2026年9月30日残高	**340,047**	**118,027**	**14,964**	**473,040**

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2025年10月1日残高	**23,273**	**85,298**	**4,680,419**
当期変動額			
剰余金の配当			△248,627
親会社株主に帰属する当期純利益			640,717
自己株式の処分			34,587
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,410	37,454	290,843
当期変動額合計	**△7,410**	**37,454**	**717,520**
2026年9月30日残高	**15,863**	**122,752**	**5,397,940**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

４社

(2) 連結子会社の名称

株式会社エスケーアイ
株式会社セントラルパートナーズ
エスケーアイマネージメント株式会社
エスケーアイ開発株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～40年
機械装置及び運搬具	２～17年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ａ．再生可能エネルギー事業

当社グループでは、当社グループで発電した電力を電力会社に供給しております。当社グループの電力販売のうち卸売に関しては、契約期間にわたり電力の供給を行うことが履行義務であり、供給した電力量等に応じて履行義務を充足し、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

ｂ．移動体通信機器販売関連事業

・移動体通信機器販売関連事業に係る収益認識

当社グループでは、主に消費者に対しスマートフォンの販売及び通信事業者が提供する通信サービスの利用契約の取次ぎを行うことによる対価として通信事業者から手数料を収受しております。このような商品の販売またはサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点または代理店契約に基づく役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

・携帯電話等契約の取次ぎに関して携帯電話等契約者が早期に携帯電話等契約の解約を行った場合の移動体通信事業者に対する返金義務

当社で加入申込受付をした携帯電話等契約者が短期解約をした場合に、当社と代理店委託契約を締結している移動体通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率により、短期解約に係る手数料の返金見込額を収益から控除するとともに、返金負債を計上しております。

ｃ．保険代理店事業

当社グループでは、主に消費者に対し保険契約の取次ぎ、保全、維持管理業務を行っております。

・保険代理店事業に係る収益認識

保険代理店事業においては、保険契約者のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取次ぎを行う義務を負っております。当該履行義務は、保険契約の取次ぎ後、保険会社がそのサービスを検収し、保険会社が当該サービスの支配を獲得した時点において、主な履行義務を充足することから当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

・取次いだ保険契約の保全、維持管理を行う業務

保険代理店事業においては、取次いだ保険契約の保全、維持管理を行う義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供期間が完了する都度、充足されるものであり、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

・保険契約の取次ぎに関して保険契約者が一定期間内に保険契約の解約を行った場合の保険会社に対する返金義務

保険代理店事業においては、保険会社に取次いだ保険契約者が一定期間内に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を保険会社に返金する義務があるため、保険会社に対する予想返金額については、収益から控除するとともに、返金負債を計上しております。返金の見積りにあたっては過去の実績等に基づく期待値法を用いております。

d．葬祭事業

当社グループでは、主に一般個人向けに葬祭に係る各種サービスを施行しております。当該履行義務は、葬儀施行業務の提供が完了した時点で主な履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジ有効性の評価方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社（株式会社エスケーアイ）においては、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

（会計上の見積りに関する注記）

再生可能エネルギー事業および移動体通信機器販売関連事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	14,427,403千円
減損損失	447,713千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、固定資産の減損損失の要否判定を実施するにあたっては、再生可能エネルギー事業では各発電所を、移動体通信機器販売関連事業では各販売店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の測定に用いられる回収可能価額のうち、正味売却価額は、売却予定額又は不動産鑑定評価額等を基に算定しております。また、使用価値は、減損損失の認識の判定に用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

②主要な仮定

固定資産の減損における主要な仮定は、将来キャッシュ・フロー算定時の前提となる翌期の営業利益予測額及び翌期以降の成長率、使用価値算定時の割引率であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定はいずれも見積りの不確実性が高く、経営環境の著しい変化があった場合は、当初見込んだ将来キャッシュ・フロー又は回収可能価額が変動することにより、減損損失を計上する可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

売掛金	204,104 千円
建物及び構築物	769,418 千円
機械装置及び運搬具	5,313,894 千円
土地	3,364,984 千円
有形固定資産　その他	0 千円
無形固定資産　その他	104,450 千円
合計	9,756,852 千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,400,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	1,155,136 千円
長期借入金	6,216,175 千円
合計	8,771,311 千円

2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	5,150,000 千円
借入実行残高	3,800,000 千円
差引未実行残高	1,350,000 千円

3. シンジケートローン

(1) 当社は、和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行４行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高　3,177,600千円）を2015年３月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

③ 12月末日の基準日における直前４回のＤＳＣＲ（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

(2) 当社は、広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行２行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高　1,500,000千円）を2015年９月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

① 2015年９月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。但し、2018年９月期決算以降については、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。

② 2015年９月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号第１文の遵守に関する最初の判定は、2016年９月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。但し、2018年９月期決算以降については、各年度の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、当該各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにする。なお、本号第３文の遵守に関する最初の判定は、2019年９月期決算およびその直前の期の決算を対象として行うこと。

4. タームローン

当社は、千葉県香取市、茨城県牛久市及び宮城県仙台市における太陽光発電施設の取得に関する資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行との間で、タームローン契約（借入残高　1,175,982千円）を2020年６月30日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

③ 各年度の決算期において算出されるＤＳＣＲ（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）を1.00以上に維持すること。

5. 有形固定資産の減価償却累計額　　8,310,332 千円

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
栃木県佐野市　他	太陽光発電所	建設仮勘定、機械装置
各営業店舗（２店舗）	店舗設備等	建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である発電所、店舗を基本単位として、また賃貸資産等については物件単位毎にグルーピングしております。除売却の意思決定を行った固定資産及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（447,713千円）として特別損失に計上しました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物16,559千円、機械装置193,832千円、建設仮勘定234,833千円、その他2,487千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額を基に、当該鑑定評価の手法の適切性を吟味した上で、将来の事業の見通し及び経営計画等の経営上の観点を踏まえて適切に減額調整して算定しております。また、使用価値は、減損損失の認識の判定に用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増　　加(株)	減　　少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	10,956,500	－	－	10,956,500
合　　計	10,956,500	－	－	10,956,500

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2025年12月19日 定時株主総会	普通株式	120,247	16.0	2025年９月30日	2025年12月22日
2026年５月12日 取締役会	普通株式	128,380	17.0	2026年３月31日	2026年６月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2026年12月18日 定時株主総会	普通株式	136,171	利益剰余金	18.0	2026年 ９月30日	2026年 12月21日

3.　新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　137,000株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、一部において効率的な資金運用を目的として、安全性が高いと判断された複合金融商品を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されているため、金利スワップ取引を利用しております。なお、デリバティブ取引は、社内管理規程に基づき実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、必要に応じて、個別契約ごとに金利スワップ取引等のデリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針であります。

なお、当社では、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券（*2）			
その他有価証券	560,459	560,459	－
(2) 差入保証金	326,390	271,229	△55,160
資産計	886,850	831,689	△55,160
(1) 長期借入金（*3）	7,596,086	7,593,158	△2,927
負債計	7,596,086	7,593,158	△2,927
デリバティブ取引（*4）	172,303	172,303	－

(*1)「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	13,830

(*3)長期借入金には１年内の期限到来部分を含めて記載しております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	560,459	－	－	560,459
デリバティブ取引				
金利関連	－	172,303	－	172,303
資産計	560,459	172,303	－	732,763

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	271,229	－	271,229
長期借入金	－	7,593,158	－	7,593,158
負債計	－	7,864,388	－	7,864,388

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

差入保証金

時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率をもとに割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2025年10月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				
	再生可能エネルギー事業	移動体通信機器販売関連事業	保険代理店事業	葬祭事業	不動産賃貸・管理事業
売上高					
売電売上	2,202,981	－	－	－	－
端末売上	－	7,323,416	－	－	－
附属品売上	－	1,473,679	－	－	－
手数料収入	－	4,653,470	490,343	－	－
支援金収入	－	－	303,882	－	－
葬儀売上	－	－	－	873,167	－
その他	1,892	－	－	75,330	17,739
顧客との契約から生じる収益	2,204,873	13,450,566	794,226	948,498	17,739
その他の収益	－	－	－	－	48,207
外部顧客への売上高	2,204,873	13,450,566	794,226	948,498	65,946
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	2,204,873	13,450,566	794,226	948,498	65,946

（単位：千円）

	報告セグメント		調整額	連結計算書類計上額
	ビジネスソリューション事業	計		
売上高				
売電売上	－	2,202,981	－	2,202,981
端末売上	450,383	7,773,800	－	7,773,800
附属品売上	1,286	1,474,966	－	1,474,966
手数料収入	371,317	5,515,131	－	5,515,131
支援金収入	－	303,882	－	303,882
葬儀売上	－	873,167	－	873,167
その他	－	94,961	－	94,961
顧客との契約から生じる収益	822,988	18,238,892	－	18,238,892
その他の収益	－	48,207	－	48,207
外部顧客への売上高	822,988	18,287,099	－	18,287,099
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－
計	822,988	18,287,099	－	18,287,099

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）3.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度期首 （2025年10月１日）	当連結会計年度期末 （2026年９月30日）
顧客との契約から生じた債権 売掛金	1,770,884	1,813,427
契約資産	－	－
契約負債	95,287	97,864
返金負債	130,112	119,843

契約負債は、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、葬祭事業における会員制度による入会金で収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,989千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の総額は97,864千円であります。当該履行義務は、葬祭事業の入会金収益に関するものでありますが、有効期限を定めておらず、葬儀施行時に収益として認識しております。よって、いつ収益として認識することができるか予測することが困難なため、特定の時期や期間に収益を認識すると見込むことができません。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が１年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	695円 21銭
１株当たり当期純利益	84円 96銭

（重要な後発事象）

（ストック・オプション（新株予約権）の付与）

当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、当社の代表取締役１名及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）１名に対し、会社法第361条第１項第４号に基づく報酬等としてストック・オプション（新株予約権）を付与することを承認する議案を、2026年12月18日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する報酬等の額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において、年額３億５千万円以内（うち社外取締役７千万円以内）とすることをご承認いただいております。本新株予約権に関する報酬等の額（割当日における本新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる本新株予約権の数を乗じた額）は、他の報酬等と合わせて当該報酬枠の範囲内とします。

１．新株予約権を報酬等として付与する理由

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社代表取締役及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）の職務執行の対価として、本新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものです。

２．報酬等として付与する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社代表取締役１名及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）１名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式120,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める合理的な範囲内で、当社は目的となる株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

1,200個を上限とし、その内訳は代表取締役１名に対し1,000個、代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）１名に対し200個をそれぞれ上限として付与する。（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、前項(２)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

なお、本新株予約権の権利行使により交付する当社普通株式には、自己株式を充当する予定である。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。なお、本新株予約権は当社代表取締役その他の取締役（社外取締役を除く）の職務執行の対価として付与されるものであり、有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値、又は割当日終値(当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、１円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、当該金額が本新株予約権に係る契約の締結の時における当社普通株式１株当たりの価額を下回る場合には、当該価額（１円未満の端数は切り上げる。）を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、本新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議の日後２年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権者は、次の定めに従い権利が確定した本新株予約権のみを行使することができる。

・代表取締役に割り当てる本新株予約権（上限1,000個）に関しては、割当日から１年を経過するごとに、割り当てた本新株予約権の５分の１ずつ段階的にその権利が確定するものとする。

・代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に割り当てる本新株予約権（上限200個）に関しては、割当日に全ての権利が確定するものとする。

③ その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。なお、本新株予約権は、租税特別措置法第29条の2に定める税制適格ストック・オプションの要件を満たす内容とする。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。一部を取得する場合は、当社取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

① 当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。

② 本新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。

③ 新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

なお、税制適格ストック・オプションの要件を満たすため、新株予約権者による本新株予約権の譲渡は禁止するものとし、その旨を当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(10) 新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①に記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)及び(3)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

前記(6)に定める本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(6)に定める本新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(10)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

前記(8)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) その他の本新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

株主資本等変動計算書

（自　2025年10月１日
　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年10月１日残高	747,419	684,918	－	684,918	3,820	134,150	2,705,562	2,843,532
当期変動額								
剰余金の配当							△248,627	△248,627
当期純利益							251,655	251,655
自己株式の処分			6,768	6,768				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	6,768	6,768	－	－	3,027	3,027
2026年９月30日残高	747,419	684,918	6,768	691,686	3,820	134,150	2,708,589	2,846,559

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2025年10月１日残高	△1,894,867	2,381,003	139,319	75,876	215,195	23,273	2,619,472
当期変動額							
剰余金の配当		△248,627					△248,627
当期純利益		251,655					251,655
自己株式の処分	27,819	34,587					34,587
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			200,728	42,151	242,880	△7,410	235,469
当期変動額合計	27,819	37,615	200,728	42,151	242,880	△7,410	273,085
2026年９月30日残高	△1,867,047	2,418,618	340,047	118,027	458,075	15,863	2,892,557

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～40年
構築物	６～36年
機械及び装置	13～17年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

3. 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の収益は、主に再生可能エネルギー事業と子会社からの経営指導料収入及び受取配当金であります。再生可能エネルギーにおいては、当社で発電した電力を電力会社に供給しております。当社の電力販売のうち卸売に関しては、契約期間にわたり電力の供給を行うことが履行義務であり、供給した電力量等に応じて履行義務を充足し、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。経営指導料収入においては、子会社への契約内容に応じた経営指導業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金においては、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジ有効性の評価方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

（表示方法の変更に関する注記）

(1) 貸借対照表

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」（前事業年度は85,971千円）は、明瞭性を高める観点から当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払費用」（前事業年度は27,787千円）は、明瞭性を高める観点から当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました流動負債の「預り金」（当事業年度は4,463千円）は、明瞭性を高める観点から当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(2) 損益計算書

前事業年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「受取保険金」（当事業年度は256千円）は、明瞭性を高める観点から当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

（会計上の見積りに関する注記）

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産	12,919,633千円
減損損失	428,666千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

売掛金	194,559千円
建物	62,100千円
構築物	484,174千円
機械及び装置	5,185,592千円
工具器具及び備品	0千円
土地	2,968,751千円
無形固定資産　その他	104,648千円
合計	8,999,828千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,053,412千円
長期借入金	5,844,518千円
合計	8,297,930千円

2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	5,000,000 千円
借入実行残高	3,800,000 千円
差引未実行残高	1,200,000 千円

3. シンジケートローン

(1) 当社は和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行４行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高　3,177,600千円）を2015年３月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

③ 12月末日の基準日における直前４回のＤＳＣＲ（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

(2) 当社は広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行２行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高　1,500,000千円）を2015年９月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

① 2015年９月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。但し、2018年９月期決算以降については、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。

② 2015年９月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号第１文の遵守に関する最初の判定は、2016年９月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。但し、2018年９月期決算以降については、各年度の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、当該各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにする。なお、本号第３文の遵守に関する最初の判定は、2019年９月期決算およびその直前の期の決算を対象として行うこと。

4. タームローン

当社は、千葉県香取市、茨城県牛久市及び宮城県仙台市における太陽光発電施設の取得に関する資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行との間で、タームローン契約（借入残高　1,175,982千円）を2020年６月30日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比70%以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

③ 各年度の決算期において算出されるＤＳＣＲ（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）を1.00以上に維持すること。

5. 有形固定資産の減価償却累計額　　6,828,034千円

6. 偶発債務
債務保証
子会社の銀行取引に対する保証

エスケーアイマネージメント株式会社	515,126千円
エスケーアイ開発株式会社	183,030千円
合計	698,156千円

7. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	106,740千円
長期金銭債権	－千円
短期金銭債務	602,968千円
長期金銭債務	5,560千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	426,786千円
営業取引以外の取引高	22,013千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	3,391,405株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、資産除去債務、減損損失等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益等であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社エスケーアイ	直接 100.0	役員の兼任	経営指導料（注）1	285,471	売掛金	78,901
				配当金の受取	100,000	—	—
				CMS取引（資金の貸付及び借入）（注）3、4	7,043	短期貸付金	8,193
				利息の受取及び支払	222		
				不動産の貸与（注）5	12,913	—	—
				債務被保証（注）6	4,957,600	—	—
	エスケーアイマネージメント株式会社	直接 100.0	役員の兼任	資金の借入（注）4	—	短期借入金	200,000
				利息の支払（注）2	1,600	未払費用	938
				債務の保証（注）7	515,126	—	—
	エスケーアイ開発株式会社	直接 100.0	—	資金の借入（注）4	—	短期借入金	400,000
				利息の支払（注）2	3,200	未払費用	1,876
				債務の保証（注）7	183,030	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1．経営指導料については、グループ経営指導に関し、一定の基準に基づき決定しております。

2．資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は設定しておりません。

3．CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）での貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

4．取引金額は前事業年度末残高からの増減額を記載しております。

5．不動産の貸与については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

6．金融機関からの借入金に対して保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

7．債務の保証は、金融機関からの借入金に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	380円 26銭
１株当たり当期純利益	33円 37銭

（重要な後発事象）

（ストック・オプション（新株予約権）の付与）

当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、当社の代表取締役１名及び代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く）１名に対し、会社法第361条第１項第４号に基づく報酬等としてストック・オプション（新株予約権）を付与することを承認する議案を、2026年12月18日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

詳細は、「連結注記表（重要な後発事象）」をご参照ください。